

**物品納入・印刷業務・リース・役務の提供（委託）業務
入札参加資格審査申請について
【定期申請】**

寝屋川市（上下水道局を含む。）が発注する物品・印刷・リース・役務の提供（委託）業務（以下「物品納入等」という。）について、入札及び見積りに参加を希望される方は、次の要領により申請してください。

1 資格要件

次のいずれにも該当しない場合、申請することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し必要な登録、免許、許可等を受けていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者
- (4) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条に規定する者
- (5) 法人税（個人にあっては申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 寝屋川市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、法人市民税（個人にあっては個人市・府民税）を滞納している者

2 申請受付期間

令和8年11月1日から令和8年11月30日まで ※当日消印有効

3 申請及び提出方法等

物品納入等における入札参加資格審査申請は、インターネットを使用した電子申請による方法で行います。ただし、電子申請を利用できない方は、申請様式をダウンロードして提出する方法があります。

(1) 電子申請の方法

ア 「業者登録受付システム」が利用できるのは、申請受付期間と同じ令和

8年11月1日から令和8年11月30日までとなります。

イ 「業者登録受付システム」に入力する前に、業者登録システム入力例を必ず確認してください。

ウ 「業者登録受付システム」による入力後は、申請者のコンピュータからインターネットを通じて申請した内容を印刷した書類を、申請に必要な書類に添付して原則郵送により提出してください。

(2) 電子申請を利用できない場合

寝屋川市ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、申請に必要な書類と合わせて原則郵送により提出してください。

4 申請書類提出の注意事項

- (1) 「寝屋川市物品納入等入札参加資格審査申請一覧表」にて、申請に必要な書類を確認の上、受付期間内に提出してください。
- (2) 提出書類は「寝屋川市物品納入等入札参加資格審査申請一覧表」に基づきその左に記載している番号順にし、書類の左側に2穴を開け、綴紐により綴じてください。ただし、14～23は、綴じ込まないでください。
- (3) 官公署発行の証明書類（商業登記簿謄本、印鑑証明書、納税証明書等）は、令和8年10月1日以降に発行されたものに限りません。
- (4) 複写で提出する場合は、原寸大であり、かつ鮮明な書類に限りません。
- (5) 提出書類の記載にあたっては、申請書提出時の内容を記入してください。
- (6) 宛先には「物品納入等」と明記してください。
- (7) 上下水道局の登録を寝屋川市の登録に一元化していますので、上下水道局に申請する必要はありません。

5 書類の郵送先

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 寝屋川市総務部契約課

6 入札参加資格有効期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

7 審査結果の公表

入札参加資格審査申請の審査の結果は、寝屋川市ホームページ「契約課掲示板」内「入札参加資格関係」に入札参加資格者の商号又は名称等を掲載することとしますので、登録の完了を確認してください。掲載予定日は、令和9年4月1日です。

なお、当該入札参加資格を有しないと認定された方については、その理由を付して別に通知します。

8 その他

登録される個人又は法人については、希望する登録区分（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品納入・印刷業務・リース・役務の提供(委託)業務）において、全て同一の事業所等に限ります。

※建設工事、測量・建設コンサルタント等で既に登録がある場合は、以下の情報が必ず同じであることを確認の上、申請してください。

- (1) 寝屋川市に登録する事業者情報（商号又は名称、所在地、代表者職名及び氏名等）
- (2) 本社・本店情報（所在地、代表者職名及び氏名等）

9 問い合わせ先

申請について不明な点等がありましたら、下記にお問い合わせください。

寝屋川市総務部契約課 電話：072-825-2594（直通）